

令和2年6月30日

第 6 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

## 議 事 録

日 時：令和2年6月30日（火） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

### 付議事項

- 議案第 28 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 29 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 30 号 非農地証明申請について
- 議案第 31 号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について
- 議案第 32 号 農用地利用集積計画（案）について
- 議案第 33 号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

### 報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第 3 号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出（農業用施設）の受理について

### その他

### 出席委員

1 番 生田 政行	2 番 横段 登	3 番 池田 勝憲	4 番 倉本 寛
5 番 水場 守信	6 番 向井 幸弘	7 番 林 武彦	8 番 亀山 博司
9 番 今井 満	10 番 上田 勝則	11 番 長迫 秀	12 番 本末 満
13 番 灰原 松二	14 番 大道 正孝	15 番 秋光 貴志	16 番 土井 光弘
18 番 石田 尚則	19 番 北村 正次		

### 事務局

住谷事務局長 川本事務局次長 須賀課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和2年第6回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、15番 秋光委員、16番 土井委員を指名します。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：議案に入る前に、このたび農業会議より農業委員会組織功労者について表彰がありました。事務局長が、お名前をお呼びしますので、前にお願ひします。

事務局長：下記の者の名前を呼ぶ。

全国農業会議所 会長表彰 大道 正孝

広島県農業会議 会長表彰 土井 光弘

【 会長より、表彰状の授与 】

事務局長：推進委員の中川義則委員も、このたび農業会議より表彰がありました。表彰状は、後日お渡しします。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配布として、議案書を送付しています。議案書の内容の一部に訂正があります。議案書3ページの7番と8番、どちらも安浦町の案件ですが、その契約内容の欄の「売買」の記載を「交換」に改めてください。

本日配布した資料は、資料1「農用地利用集積計画（案）について」、資料2-1「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」、資料2-2「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」、「呉市議会6月定例会林田議員への答弁について」、「呉市小規模企業者応援給付金について」、「7月31日任期満了に伴う「解散会」の開催について」及び「JA広島ゆたか広報第154号」を配付しています。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請につ

いて」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、広町字小迫〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,335㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は、高齢で労力不足により、耕作困難なため譲り渡すもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。営農計画は、水稻を作付けするものです。経営面積が、12アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉本委員：4番 倉本です。申請地は、植え付けの準備がしてあり、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番、3番につきましては、5番 水場委員が当事者となりますので、議事参与の制限を定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、水場委員の退席をお願いします。

#### 5番 水場委員 退席

議長：2番、3番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、倉橋町字井目木川西浜〇〇番〇ほか6筆、地目は畑及び田、面積は合計12,437㎡の農振農用地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、農事組合法人を解散したため、譲受人に、申請地を売却するものです。3番の申請地は、倉橋町字井目木川西浜〇〇番〇ほか2筆、地目は田、面積は合計790㎡の農振農用地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢で労力不足により耕作困難なため、譲受人に売却するものです。譲受人は、2番及び3番の申請地を購入し、経営規模を拡大するもので、譲受人は、農地法第2条第5項に規定する農地所有適格法人の要件は満たしております。営農計画につきましては、野菜を作付けする予定です。経営面積につきましては、申請地のみで約132アールあり、下限面積10アールを満たしております。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

林 委 員：7番 林です。申請地は、今はきれいに管理されていますが、このまま放っておいたら耕作放棄地になってしまうところです。これを、若い方が引き継いで耕作されるのは、いいことだと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、2番と3番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、2番と3番は、許可と決定します。

#### 5番 水場委員 着席

議 長：4番、5番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番と5番の申請地は、川尻町久俊2丁目〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田及び畑、面積は合計で1,324㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため、所有権を移転及び使用貸借による権利を設定するもので、譲受人は申請地を譲り受け及び借り受け、新規就農するものです。営農計画は、野菜及び果樹を作付けするものです。経営面積は、申請地が13アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。譲受人は、若くてやる気があり、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、4番と5番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、4番と5番は、許可と決定します。

議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、安浦町安登西4丁目〇〇〇番、地目は畑、面積は433㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、農業経営の安定を図るものです。営農計画は、花を作付けするものです。経営面積は、自作地だけで31アールありますので、下限面積10アールを満たして

います。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：8番 亀山です。申請地は、譲受人の自宅に近く、お寺にお供えする花を作るということで、問題ないと思います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番、8番は、関連がありますので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：7番の申請地は、安浦町大字中畑字市原〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田及び畑、面積は合計で617㎡の農振農用区域内の農地です。8番の申請地は、安浦町大字中畑字打田ヶ原〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は617㎡の農振農用区域内の農地です。申請の事由は、農地を集積整備するため、交換するものです。営農計画は、水稻及び野菜を作付けするものです。経営面積は、7番の譲受人は自作地だけで187アール、8番の譲受人は自作地だけで44アールありますので、ともに下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上田委員：10番 上田です。申請地は、一昨年の災害にあった市原地区の農地です。圃場整備するために交換するというので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、7番と8番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、7番と8番は、許可と決定します。

議 長：9番について事務局の説明をお願いします。

事務局：9番の申請地は、下蒲刈町下島字岡谷〇〇〇〇〇番〇ほか4筆、地目は畑、面積は合計で1,552㎡の農振農用区域内の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、自宅から遠距離に居住しており、耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画につきましては、柑橘

を作付けする予定です。経営面積につきましては、自作地だけで約19アールありますので、下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：11番 長迫です。譲渡人は、遠方で耕作できないため、申請地に自宅が近い譲受人に譲るということで、問題ないと思います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：10番、11番、12番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：10番の申請地は、蒲刈町大浦字中神〇〇〇〇番ほか2筆、地目は畑、面積は合計で337㎡の第2種農地です。11番の申請地は、蒲刈町大浦字中神〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で314㎡の第2種農地です。12番の申請地は、蒲刈町大浦字中神〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で683㎡の第2種農地です。10番の申請の事由につきましては、譲渡人は、自宅から遠距離に居住しており耕作困難なため、無償贈与の上、所有権を移転するものです。11番、12番については、高齢で耕作困難なため使用貸借の権利を設定するものです。譲受人は、江田島で農業をしておりましたが、諸般の事情により廃業して、蒲刈に引っ越してきたようです。そうした中で『譲渡人より耕作してほしい』旨の要望があり、申請地すべてが自宅に隣接しており、耕作に非常に便利のため、譲り受け、又は借り受け、農業経営を再び開始するとのこと。営農計画につきましては、柑橘を作付けする予定です。経営面積につきましては、申請地を合わせますと約13アールありますので、下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰 原 委 員：13番 灰原です。譲受人は、江田島で農業をしていましたが、蒲刈に引っ越して、自宅に近い農地を耕作するということが、問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、10番から12番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、10番から12番は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、川尻町森4丁目〇〇〇番、地目は畑、面積は133㎡の第2種農地です。転用の目的は、庭敷として利用するため、所有権を移転するものです。規模等については、隣接地〇〇〇番〇の庭敷として整備する計画です。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。申請地は、家の裏手で、庭として利用するというので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町三津口5丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で1,134㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備用地として利用するため、所有権を移転するものです。規模等については、太陽光パネル272枚、発電容量38.5kwを整備する計画です。関係法令については、電気事業者による「改正 再エネ特措法」に基づく、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みです。また、中国電力との電力受給契約についても、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって「電力受給契約」が成立済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。これは、先月調査した案件ですが、排水計画に不備があり、今月になって排水計画図の提出がありました。問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。



議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、蒲刈町向字初神〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は115㎡の第2種農地です。転用の目的は、採石場用地として利用するものです。規模等につきましては、砕石場として利用するため所有権を移転する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に砕石場として利用されており、農地法に基づく手続きが事後になった旨の、始末書添付の申請となっております関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰 原 委 員：13番 灰原です。申請地は、採石場のど真ん中であり、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、豊浜町大字豊島字下堀〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は19㎡の第2種農地です。転用の目的は、倉庫用地として利用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、隣接する宅地と併用して、倉庫1棟を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に倉庫として利用されており、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰原委員：13番 灰原です。申請地は、昭和50年頃に倉庫を建てたということで、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：5番について事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、豊町久比字東郷〇〇〇番、地目は畑、面積は合計で323㎡の第2種農地です。転用の目的は、一般住宅、及び付属家用地として利用するため、贈与の上、所有権を移転するものです。規模等につきましては、隣接する宅地と併用して、住宅1棟、納屋1棟、浴室1棟、井戸及び庭敷として整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に住宅等として利用されており、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

土井委員：16番 土井です。申請地は、既に住宅などが建っていますが、10年以上前から、空き家になっており、譲受人が取得することで、空き家が解消されることを考えれば、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：つぎに、議案第30号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、西川原石町〇〇〇番、地目は畑、現況は山林、面積は89㎡の第3種農地で、申請の事由につきましては、平成18年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉本委員：4番 倉本です。申請地は、山林になっており、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、倉橋町字横尾奥〇〇〇〇番ほか3筆、地目は畑、面積は、合計1,863㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、耕作放棄により平成2年頃かい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

林委員：7番 林です。申請地は、竹林で中に入ることもできません。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、蒲刈町向字細尾〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で1,605㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成5年頃、耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰原委員：13番 灰原です。申請地は、採石場の上で、山林になっています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：つぎに、議案第31号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件は、「租税特別措置法」による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので、市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から20年引き続いて耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されます。この制度の適用にあたっては、平成17年4月1日以降の相続については、3年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があり、これに添付する書類として、農業委員会の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となるため、今回証明申請をしたものです。1番の申請地は、広古新開5丁目〇〇番、地目は畑、面積は登記地積は426㎡ですが、倉庫として使用しているところを除いた397.52㎡の第3種農地です。平成28年10月19日に相続により農地を取得したもので、3年目に該当し、現地調査で、畑として適切に管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉 本 委 員：4番 倉本です。申請地は、果樹や野菜が植えられており、適切に管理されていました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：つぎの、議案第32号につきましては、16番 土井委員が一部当事者となりますので、議事参与の制限を定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、土井委員の退席をお願いします。

16番 土井委員 退席

議 長：議案第32号「農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：農家等から農業経営基盤強化促進事業による利用権を農用地に設定し、貸し借り等を実施したいとの申出について、その内容を調査し、結果をまとめたものが、『資料1 農用地利用集積計画（案）』です。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないものとなっております。内容についてご説明致しますので、資料1の1ページをご覧ください。1ページは、利用権の設定について新規の申出の一覧表です。利用権を新規に設定する農用地は、蒲刈町宮盛字段原〇〇〇〇番〇ほか14筆で合計面積は、10,227㎡です。設定する権利内容は、賃貸借又は使用貸借による権利の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれ資料のとおりとなっております。なお、1番の蒲刈町宮盛字段原〇〇〇〇番〇の農用地は、農地中間管理機構である一般社団法人広島県森林整備・農業振興財団が利用権の設定を受け、広島県果実農業組合連合会に貸し付けるものです。次に2ページから3ページをご覧ください。2ページから3ページは、利用権の設定について再設定の申出の一覧表です。利用権を再設定する農用地は、郷原町字万九郎〇〇番〇ほか30筆で合計面積は11,244.06㎡です。設定する権利内容は、賃貸借又は使用貸借による権利の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれ資料のとおりとなっております。次に4ページにつきましては、利用権を設定する場合の貸す方及び借りる方との間において、交わされる具体的な契約内容や取り決めを記載した共通事項です。5ページから6ページにつきましては、利用権の設定を受けて農地を借りる方の現在の経営面積及び家族構成と農業従事者の人数等が記載されております。なお、本日の総会で決定しましたら、農業経営基盤強化促進法第19条の規定により、公告することとなっております。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は事務局の説明のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり決定します。

16番 土井委員 着席

議 長：つぎに、議案第33号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並び

に令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：農業委員会は、毎年度、農地等の利用の最適化の推進状況その他農業委員会における事務の実施状況について、6月30日までに公表しなければならないことが、農業委員会等に関する法律第37条に規定されています。

資料2-1「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」をご覧ください。1ページ「1 農業委員会の状況」は、総農家数等は農林業センサスの数値で、右側の認定農業者等は呉市農業委員会調べの数値です。耕地面積等は、国の作付面積調査やセンサス等の数値です。農業委員会の現在の体制は、新制度に移行する前と移行後の農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員の内訳です。2ページ「2 担い手への農地の利用集積・集約化」は、1現状及び課題は、これまでの集積面積は令和元年5月現在199.1ヘクタールです。2令和元年度の集積目標は、5.0ヘクタールを加えた204.1ヘクタールで、集積実績は200.5ヘクタール、新規実績は6.5ヘクタール、達成状況は98.24%です。3目標の達成に向けた活動は、今年度実施した「農地集積の取り組み」を記載しました。県、中間管理機構、市、JAとの農地集積会議を開催し、農地のマッチングに取り組むとともに、担い手ごとに担当する農業委員等を定め、フォローアップする体制を組みました。4目標及び活動に対する評価は、目標は妥当であると考えられ、今後も引き続き関係機関と連携を強化し、利用集積に向けた掘り起こしやあっせん活動を行い、担い手ごとに担当する農業委員等を決めたので、今後とも地域でフォローし、相談しやすい関係を作っていく必要があります。3ページ「3 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」は、1現状及び課題は、平成28年度から平成30年度までの新規参入の状況・課題です。2目標及び実績は、目標は2経営体、1.0ヘクタールで、実績は6経営体、6.5ヘクタールです。3目標の達成に向けた活動は、下限面積を10年ぶりに変更し、市内一律10アールにした活動を記載しました。4目標及び活動に対する評価は、目標は妥当であると考えられ、今後も引き続き関係機関と連携を強化し、制度の周知、普及に努める必要があります。4ページ「4 遊休農地に関する措置に関する評価」は、1現状及び課題は、令和元年5月現在の管内の農地面積2,420ヘクタールに対し遊休農地125ヘクタールですので、合計面積は2,545ヘクタールで、遊休農地率は4.91%です。2令和元年度の目標及び実績は、解消目標2.0ヘクタールに対して、解消実績は、1.7ヘクタールで、達成状況は85%です。3目標の達成に向けた活動は、9月から11月に農地パトロールを実施しました。目標及び活動に対する評価は、目標は妥当であると考えられ、今後も農地パトロールにより実態を把握し、指導を強化する必要があ

ります。5ページ「5 違反転用への適正な対応」は、現状及び課題は、実務上では違反転用は追認として処理していますが、この追認での許可は対象外とされていますので、違反転用面積は0としています。6ページ「6 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」は、6ページから7ページのとおりです。8ページ「7 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」は、該当なしです。「8 事務の実施状況の公表等」は、ホームページで公表しています。

続きまして、資料2-2「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」をご覧ください。1ページ「1 農業委員会の状況」は、総農家数等は農林業センサスの数値で、右側の認定農業者等は呉市農業委員会調べの数値です。耕地面積は、2,350ヘクタールで令和元年度より70ヘクタールの減、農地台帳面積は、4,814ヘクタールで令和元年度より51ヘクタールの減となっています。2ページ「2 担い手への農地の利用集積・集約化」は、1現状及び課題は、これまでの集積面積は令和元年度の計画時の199.1ヘクタールに令和元年度の増加した面積1.4ヘクタールを加えた200.5ヘクタールです。2令和2年度の目標は、過去2年間の平均値を目標とし、集積面積は4ヘクタールを加えた204.5ヘクタールとしています。活動計画は、委員の皆様がこれまで活動された事などを記載していますので、説明は省略します「3 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」、1現状及び課題は、過去3年間の新規参入の状況・課題です。2目標及び活動計画は、過去3年間の平均値として、目標を4経営体、目標面積は2.9ヘクタールとしています3ページ「4 遊休農地に関する措置」、1現状及び課題は、令和2年5月現在の管内の農地面積2,350ヘクタールに対し遊休農地125ヘクタールですので、合計面積は2,475ヘクタールで、遊休農地率は5.05%となります。2活動計画は、調査員数を39人、調査を7月から10月に実施し、とりまとめを10月、11月に行い、この結果に基づいて農地の利用意向調査を10月と11月、利用意向調査結果のとりまとめを11月と2月に行うとしています。この計画は国の示すもので、実際には随時行っていくこととなります。「5 違反転用への適正な対応」、現状及び課題は、実務上では違反転用は追認として処理していますが、この追認での許可は対象外とされていますので、違反転用面積は0としています。

なお、この点検評価及び活動計画は、総会でご承認の後、呉市ホームページで公開するとともに、広島県を經由して農林水産省農政局へ提出することとしています。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおりと決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の12から15ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、12ページの農地法第4条の規定による届出が2件、13ページから14ページの農地法第5条の規定による届出が6件、農地法施行規則第29条の規定による農業用施設の届出が1件、計9件ございましたので、ご報告いたします。

議 長：その他に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1. 呉市議会6月定例会 林田議員への答弁について  
2. 呉市小規模企業者応援給付金について  
3. 7月31日任期満了に伴う「解散会」の開催について説明を行う。

議 長：私からの提案ですが、解散会に、先日辞任された西田委員も声かけをさせていただければと思います。出欠はわかりませんが、よろしいでしょうか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、そのようにします。

事 務 局：4. 初総会の日程変更について（8/3→8/6）説明を行う。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

水 場 委 員：最近、倉橋では、サルがよく出て、家庭菜園を荒らしたり、家の中に入ってくることもある。捕獲するようにしないと、このままでは、農業ができなくなって、耕作放棄地が増えてしまう。本気になって農家のために考えてもらいたい。農業委員会を挙げて強く言ってもらいたい。

土 井 委 員：サルは、狩猟期間以外の時期なら、捕獲は可能であるが、捕獲したことはなく、報奨金も決まっていませんので、農業委員会だけでなく、あらゆる組織を挙げて、サル退治に全力を注がなければならない。

議 長：ほかに、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：私の方からの提案ですが、公募による農業委員会の第1期が、来月をもって任期満了となります。3年間の活動を通じて、反省点や次期に活かしたい事らなどを意見をいただいて総括する時間をとりたいと思います。皆さん、来月までに、考えていただきご発言を



お願いします。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和2年第7回総会は、令和2年7月31日 金曜日 午後4時 から  
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和2年第6回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後3時15分)